

平成27年（行ウ）第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件  
 原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス  
 被告 国（処分行政庁 外務大臣）

### 証拠説明書 (4)

平成29年4月18日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

被告指定代理人

大	津	由	香	
矢	澤	正	樹	
入	谷	貴	之	
町	田	穂	高	
菅	谷	正	道	
渡	邊	裕	一	
宮	野	理	子	
石	川	真由	美	
高	橋		潤	

略語等は、準備書面等の例による

号証	標目 (作成者)(原本・写しの別)	作成年月日	立証趣旨
乙18	判決書 (東京高等裁判所書記官)	写し 平成23年7月14日	民訴法91条2項は、対象とする文書が請求者によって特定されていることを前提としており、当該前提を離れて訴訟記録中に存在する情報の開示を別途請求することを認めるものではなく、裁判所に対してその開示を義務付けるものでもない旨判示されたこと
乙19	判決の内容 (判例秘書印刷ページ)	写し 平成29年3月7日	民事訴訟記録は何人も知りうる状態に置かれているということまではできないこと
乙20	判決の内容 (判例秘書印刷ページ)	写し 平成29年3月7日	同上
乙21	陳述書 (元外務省北米局日米地位協定室首席事務官)	原本 平成29年4月5日	本件不開示決定に至るまでの経緯等
乙22 の1	書簡 (日米合同委員会米側事務局長)	原本 平成29年4月6日	同上
乙22 の2	訳文 (書簡(日米合同委員会米側事務局長))	写し 平成29年4月6日	乙第22号証の1の訳文
乙23	判決書(那覇地)	写し 平成29年3月7日	別件訴訟において、国は、自

	方裁判所書記官)		らの原告適格を基礎付けるとともに、沖縄県情報公開条例所定の不開示事由該当性を立証するため、本件文書2を提出して、その記載内容を明らかにせざるを得ないという事情があったこと
--	----------	--	---